



宮 崎 県 公 報

令和3年8月10日(火曜日) 第 228 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

- 指定障害福祉サービス事業者の指定(2件)…(障がい福祉課) 1
- 歳入の収納の事務の委託…(こども家庭課) 1

頁

公 告

- 民有林の保安林の指定予定(2件)……………(自然環境課) 2
- 道路の区域の変更……………(道路保全課) 2
- 道路の供用の開始……………(“ ”) 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(砂防課) 2
- 土地改良区の役員の退任の届出(2件)……………(農村整備課) 3

告 示

宮崎県告示第 585号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和3年8月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	所在地		
4520300726	かさぶらんか	延岡市鯛名町 422 番地30	株式会社 Empowerment. Hanabata	延岡市鯛名町 422 番地30	令和3年8月1日	共同生活援助

宮崎県告示第 586号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和3年8月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	所在地		
4512050222	ぐらんま・ピカレッジ	児湯郡高鍋町大字 蚊口浦 1 番地13	株式会社アーバンエチュード	児湯郡高鍋町大字 蚊口浦36番地10	令和3年8月1日	就労継続支援B型

宮崎県告示第 587号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

令和3年8月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

委託した収納事務	委託先	委託期間
母子父子寡婦福祉資金償還金及び母子父子寡婦福祉資金	地銀ネットワークサービス株式会社 国分グローサースチェーン株式会社 株式会社しんきん情報サ	令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで

違約金	ービス 株式会社セイコーマート 株式会社セブンーイレブ ン・ジャパン 株式会社ファミリーマー ト 株式会社ポプラ ミニストップ株式会社 山崎製パン株式会社 株式会社ローソン ビリングシステム株式会 社
-----	---

宮崎県告示第 588号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和3年8月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日向市東郷町山陰字稲葉野己 140-12、己 144-12、己 144-13

- 2 指定の目的 水源の涵養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 589号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和3年8月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日向市東郷町山陰字坂下己 320-5

- 2 指定の目的 水源の涵養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 590号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和3年8月10日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年8月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
40	県道	都農綾線	児湯郡木城町大字高城字高城3848番3地先から同郡同町同大字字岸立4217番11地先まで	旧	12.5～17.6	272.7
				新	12.5～18.9	272.7

宮崎県告示第 591号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年8月10日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年8月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
40	県道	都農綾線	児湯郡木城町大字高城字高城3848番3地先から同郡同町同大字字岸立4217番11地先まで	令和3年8月10日

宮崎県告示第 592号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和3年8月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 片田第7・8地区

- (1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	延岡市片田町3584番
2	” ” 3139番2
3	” ” 3139番2
4	” ” 3139番1
5	” ” 3154番1
6	” ” 3153番
7	” ” 3139番7
8	” ” 3582番2

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、一ツ瀬川土地改良区(西都市)の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和3年8月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	池 田 洋 文	西都市大字茶臼原 438番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、小丸川土地改良区(高鍋町)の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和3年8月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	島 埜 内 遵	児湯郡高鍋町大字北高鍋3163番地 5

--	--